

法第 723 条)、本項においても、それと同じである。

また、本項は、関係役務提供者に対する差止めが認められるかどうかについては、何ら規定していない。このため、差止めが可能かどうかについては、侵害される権利の性質等に応じ、当該権利について規定する法律に則ってそれぞれ個別に判断されることとなる。

さらに、本項は、刑事上の責任について規定しているものではない。特定電気通信役務提供者が、違法情報の送信を防止する措置を講じなかったことについては、関係役務提供者が当該情報の発信者である場合や、違法情報であること及びその結果により被害が生じることを知りつつその流通を促進していた場合等、当該情報の流通に積極的に関与していた場合等には刑事上の責任を問われる可能性があるが、単に、関係役務提供者が違法情報が流通していることを知っただけでは、直ちに刑事上の責任を問われることは考えにくい。

⑥「当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない」

関係役務提供者自身が自らウェブページを作成する場合等、関係役務提供者自身が当該情報の発信者となっている場合については、本項本文の適用の対象から除外するものである。そのような場合に、発信された情報の流通によって生じた損害については、関係役務提供者は、当然、当該情報の発信者としての責任を負うべきものであり、本項本文の要件を満たすか否かにかかわらず、一般則に従って責任を負うることとなる。

なお、このことは、関係役務提供者が他の発信者と共同で情報発信を行う場合など、発信者が複数存在する場合の 1 人になっているときでも、同様である。

⑦ 要件

関係役務提供者が賠償責任を負うる場合の要件として、(i) 当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき (第 1 号)、又は、(ii) 当該情報が流通していることを知っていた場合であって当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき (第 2 号)、が規定されている。これらの要件は、情報の流通に関する認識と情報が権利侵害に当たるかどうかの認識という 2 つの観点から定められているものである。

(i) 情報の流通に関する認識

まず、関係役務提供者に賠償責任が生じることがあるのは、特定電気通信によりその情報が流通していることを知っていた場合に限られる。ここで、「知っていた」とは、当該情報が流通しているという事実を現実に認識していたことである。

この規定は、上記のような事実を認識していなかった場合には、その理由を問わず責任が生じないとするものであり、結果として、関係役務提供者には、特定電気通信によ